

5 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和2年5月20日 午後2時
場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和2年5月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>佐野委員と小崎委員、よろしくお願いします。</p>
教 育 長	<p>はじめに報告事項1に入ります。</p> <p>報告事項1は学校安全・体育課、高校教育課、教育政策課、社会教育・文化財課の4課からの説明になります。最初に4課まとめて説明していただいた上で、併せて御意見・御質問等お伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではまず、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>それでは、報告事項1「新型コロナウイルス感染症にかかる対応について」のうち、学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインの概要について御報告いたします。報告事項1の資料2ページを御覧ください。</p> <p>策定の趣旨は、当初5月7日からの学校再開に当たって、学校が取り組む感染防止対策や感染者が発生した場合の対応等の基本について方針を示し、各小・中・高等学校がそれぞれの校種や規模、校務分掌、教育課程等に応じた対応計画を作成するために資するものとして策定したものです。</p> <p>また、感染状況は日々変化していますので、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症のまん延が全国的に見て収束するまでの当面の間、活用するものとし、県内外の感染状況や文部科学省等の最新情報を常に確認し、参考にすることとしています。</p> <p>それでは、4、5ページの目次を御覧ください。大きく3つの内容、「① 学校における当面の感染防止に向けた対応方針」、「② 教職員の感染防止に向けた対応方針」、「③ 感染者が発生した場合の対応計画」から構成しています。</p> <p>まず、当面の感染防止に向けた対応方針です。6ページからは、基本的な感染防止対策を行う上での、「児童生徒の健康観察」「手洗い・咳エチケット」「教室環境・換気」「校舎の消毒」等の対応を記しています。また、8ページからは、教育活動を実施する上で、学習指導、学校行事、学校給食、部活動についての対策・対応を記しています。</p> <p>次に、教職員の感染防止に向けた対応方針です。12ページに職員室・事務室・準備室等における対策、13ページに職場内外での感染防止行動の徹底、14ページからは教職員の職務の実態等に応じた対応とサービスの取扱いについて記しています。</p> <p>そして16ページからは、感染者が発生した場合の対応計画を例示</p>

	<p>しています。児童生徒又は教職員に感染者（濃厚接触者）が発生した場合を想定して、それぞれの学校規模や校務分掌に応じた校内体制を整備し、17～19ページに対策本部や対策チームの主な対応計画と初動対応の詳細、20ページには連絡体制の整備と確認について記しています。21ページからは、感染に係る情報整理や接触者リスト、緊急連絡先一覧の取りまとめ様式を別紙に例示しています。</p> <p>また、巻末には「学校再開に向けたチェックリスト」や、各項目の対策に活用できる参考資料を掲載しております。</p> <p>各学校では、学校再開に備えて、すでにそれぞれの実状に応じて対応計画を作成していることを確認しておりますことを申し添えます。</p> <p>以上で、学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインに係る説明を終わります。</p>
教 育 長	<p>続きまして、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>それでは、「新型コロナウイルス感染症対策に対応した学校の臨時休業に係る学習保障について」御報告します。資料42～43ページに掲載しております概要版を御覧ください。</p> <p>御案内の通り、これまで本県の県立学校では、新型コロナウイルス感染防止対策の臨時休業が続いており、生徒の学びの保障についての懸念が生じております。そのような中で、今後、社会全体が長期間にわたり新たなウイルスと生きていかなければならないとの認識に立ち、その上で、全ての子どもたちの心身の健康と学びの保障との両立を図ることが重要であると考えております。こうした基本的な考え方のもと、学校において実施可能な教育活動を再開し、生徒が安心して学ぶことができる環境を作っていくことが必要であることから、この度、44ページ以降にお示ししておりますガイドラインを作成いたしました。</p> <p>それでは、内容について御説明いたします。「1 学校を再開するにあたって」は、(1)～(3)に示している対応を原則として、学校と教育委員会とで相談しながら、学校の再開や臨時休業等を決定することとしております。</p> <p>次に「2 学校再開にあたっての学習保障に関する基本的な考え方」についてです。</p> <p>(1)では、臨時休業に伴う生徒の学習の遅れを回復する措置として、年間指導計画の見直し、補充授業や個別の補習の実施、長期休業期間の短縮などによる授業時間の確保、民間の学習支援サービスの活用等を行うこととしております。</p> <p>(2)では、生徒の安心・安全に配慮した学習指導の工夫について示しております。</p> <p>学校の再開にあたっては、感染症防止対策を講じた上での一斉登校、一斉授業を基本としておりますが、地域で感染拡大が懸念される場合には、各学校において登校や授業の工夫を行うこととなります。具体的には、登下校の時間帯を分散させる時差登校や、学年・学科・学級単位等で授業日と家庭学習日を分けて設定する分散登校、授業において3つの密を避けるための工夫などを実施することとしておりま</p>

	<p>す。</p> <p>(3) 及び(4) では、学校再開後の生徒の出欠の扱いや、臨時休業中に課した家庭学習等の学習評価への反映について示しております。</p> <p>次に、「3 臨時休業中及び学校再開時に時差登校や分散登校を行う場合の実施例」についてです。ここでは、各校が時差登校や分散登校を行う際に参考となるよう、考えられる実施例を示しております。</p> <p>続いて「4 家庭学習を実施する場合の学習保障」についてです。</p> <p>(1) では、分散登校等を行うことで、家庭学習日を設定する場合の実施方法や留意点について示しております。</p> <p>また、(2) では、感染症の拡大があり、学校の臨時休業が続く場合の学習指導の方法について示しております。家庭学習日を設ける場合には、生徒は、家庭学習計画表に沿って、学校が作成した課題や授業動画、既存の学習コンテンツ等を活用して、計画的に学習に取り組むことになります。</p> <p>次の(3) では、家庭学習におけるICTの活用方法を示しております。具体的には、オンラインによるホームルームの実施や、クラウド上で課題の受け渡しや授業動画を配信すること、また、既存の学習コンテンツや民間の学習支援サービスの活用などを進めていくこととなります。</p> <p>来週からの学校再開にあたって、本ガイドラインを基に、臨時休業に伴う学習の遅れを回復させるとともに、今後再び臨時休業になった際も、子供たちの学びを止めない取組を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、特別支援学校の再開や学習保障については、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分に踏まえる必要がありますので、特別支援学校において教育活動の再開や学習保障等に取り組む場合に留意すべき事項をまとめて、別途通知いたします。</p> <p>通知には、一人ひとりの児童生徒に応じた学習課題の提供や、日常生活や作業等に関する動画の配信に努めること、保護者や関係機関と連携し、家庭等での児童生徒の状況を定期的に把握することなどを示すこととしています。</p> <p>以上です。</p>
教 育 長	<p>続きまして、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>「教育の情報化を推進する組織の設置について」御報告します。資料の70ページを御覧ください。</p> <p>「1 基本的な考え方」についてです。県立学校等におけるICT教育の環境整備を加速するため、教育委員会内に県立学校等における情報化を総合的に推進する組織を設置するものです。2にありますように教育政策課、教職員課、高校教育課のそれぞれが行っていた業務を移管し、新たに教育情報化の核となる「教育情報化推進室」を設置いたします。3のとおり、設置日は、令和2年6月1日としているところです。</p> <p>以上御報告いたします。</p>

教 育 長

続きまして、社会教育・文化財課から説明をお願いします。

社会教育・文化財課長

次に、県立社会教育施設の開館及び開館後の感染防止対策について、御報告します。資料は71ページを御覧ください。

県立の図書館、博物館、青少年自然の家等の社会教育施設につきましては、他の県有施設と同様、5月24日まで臨時休館としていたところですが、御案内のとおり5月14日に山口県の緊急事態宣言が解除されたことを受け、先般開催された県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、県有施設については、5月25日以降、感染防止対策について準備が整ったものから順次再開することとされました。

こうしたことから、県立社会教育施設については、1の「施設の開館について」に記載しておりますとおり、国の専門家会議で示された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」や業種ごとに策定されております感染拡大予防ガイドライン、「※1」に記載しておりますとおり、図書館、博物館、青少年自然の家につきましては、それぞれ日本図書館協会等においてガイドラインが策定されておりますので、これらを踏まえ感染防止対策を講じた上で、5月25日から開館したいと考えています。

なお、開館に当たりましては、原則として県外からの来場については自粛をお願いすることとしています。また、今後、県内で感染者が発生した場合は、感染状況に応じて関係機関等と協議の上、対応について判断して参りたいと考えています。

次に、2の「開館後の感染防止対策」についてです。

まず、(1)の「感染防止のための基本的な考え方」ですが、それぞれの施設について規模や構造等も異なりますことから、こうしたことを十分に踏まえた上で、最大限の対策を講じるとともに、特に3つの密については、これが発生することのないような措置を徹底することを基本とします。

また、(2)の「リスク評価」についてですが、主な感染経路が接触感染と飛沫感染であることから、それぞれについて来館者等の導線や接触等を考慮したリスク評価を行った上で、リスクに応じた対策を講じることとしています。

その上で、具体的な感染防止対策について、(3)の「施設ごとの主な感染防止対策」を記載しております。先ほど申しましたとおり、施設の構造等によって対応が異なるものがございしますが、基本的には利用者へはマスクの着用や発熱等の症状がある場合の利用自粛をお願いすることとしており、施設側では屋内換気や消毒等の対策は全ての施設で行ってまいります。

特徴的な対策として、図書館については閲覧席等の座席数を減らす等の措置、博物館については接触を伴う体験型機器の利用休止、青少年自然の家については、宿泊室や研修室の利用人数の制限や、食堂や入浴の際の人数制限や時間調整を行うこととしています。

以上の感染防止対策を講じた上で、25日から開館する予定としています。以上でございます。

教 育 長	<p>ただいま4課から報告事項1について説明がありました。ちょっと量が多くなりますけど、どこからでも結構ですので御意見、御質問をお願いします。</p> <p>確認ですけど、最初の学校安全・体育課のガイドラインについて、全ての学校で出来ているということによろしいですね？</p>
学校安全・体育課長	<p>全ての学校で各自作成しております。</p>
教 育 長	<p>それから、高校教育課から説明があった学校の臨時休業に伴う学習保障について。これは学校にいつ届くでしょうか？</p>
高校教育課長	<p>来週から学校が再開されますので、この教育委員会を経て、今日の午後に各学校へ発送しようと思っています。</p>
教 育 長	<p>という状況でございます。これを踏まえ、御意見・御質問がありましたらお願いします。</p>
中 田 委 員	<p>42ページの2のところ、先ほど説明がありましたけど、「(2)生徒の安心・安全に配慮した学習指導の工夫」のアの(ア)のなかに1～3とあるんですけど、2のところ「授業日と家庭学習日」というように、学校で行われる授業と家庭で行われる学習日の合計時間数と言いますか。今までこういう事態でなかったら、学校だけで普通に授業をやっていたと思うんですけど、去年までの学校を中心とした授業時間数を、学校で行う授業日と家庭学習日を足したもので賄う、という考え方でよろしいでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>高等学校の場合、臨時休業にしたものについては授業日数にカウントしません。分散登校の例で言いますと、例えば1年生は学校に来ていて、2・3年生は家で家庭学習をしている、というケースを想定しております。ですから授業すべき日数としては、1年生も2年生も3年生も同じになると思います。ただ、出席日数については、学校に来た学年は出席になり、出席しなかった学年は出席停止扱いとなるため、トータルで昨年までと同じ日数にはならないと思います。</p>
中 田 委 員	<p>少なくなるということですね。私は形式的なことはあまり必要ないと思うので、実質、教科書はありますから、これまで通り、「教科書の内容については全部勉強した」ということが必要だと思いますけど、それって確保できるのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>授業日数を確保することは、やはり長期休業を短縮するなどしないと、授業時間を含めてなかなか難しい。結局2ヶ月ぐらい休業となりましたので、今度は本来休業するところを授業に変えないと、対応はなかなか難しいと思います。ただ、休業中に家庭学習をした内容については、授業計画に基づいてやっていれば、授業したこととみなすことができる、となっておりますので、後は学校に来た時にもう1回そこからやり直さなくても、例えば確認テストをやって、十分定着して</p>

	いれば次のステップへ行っても良い、という対応は出来るようになっております。
中 田 委 員	それを聞いて少し安心したんですけど、大都会の生徒さんは家庭学習も行なって、テキストもあるわけですからある程度理解できていると思うんですね。だからどれぐらいの人が、実際は家庭学習の時間になっているけどやっていないのか、あるいはやってもよく分からない子どもさんも出てくるので、そのあたりの子どもさんをどういう風にフォローしていくのが課題になるのかなと思いました。
教 育 長	高校は授業日の最低日数の制限はありますか？
高校教育課長	ありません。
教 育 長	何日授業しなきゃいけないというものは基本的にはないということですね。もちろん内容は定着しなくてははいけませんけど。
佐 野 委 員	学習保障の件でお訊ねします。この先、夏休み等の長期休業期間を短くして、そのときに授業等をして学習保障すると思われるんですけど、その場合、夏休みは暑い中で授業することになると想定されます。昨年ぐらいから各校で冷房の配備が進んでおられますが、その辺がどういう状況なのかを確認したいと思います。
教育政策課長	昨年度末に普通教室については空調が整備されております。これにつきましては当然ながら、夏休み期間に授業する場合は全て使うかたちで対応していきたいと考えております。
佐 野 委 員	もう、全ての教室に設置済みなんですか？
教育政策課長	全ての普通教室には付いている状況で、特別教室については約22%かと思うんですけど、全ての教室には付いてない状況になっています。
佐 野 委 員	ちなみに今のは県立学校でしたけど、各市町の小・中学校はどんな感じでしょうか。
審 議 監	義務教育課長がおられませんので私のほうで。市町立の学校についても概ねエアコンの設置がほぼ終わっているところですけど、一部の市町においては、特定の学年や学校においてまだ全部終わっていないということは伺っております。そのような市町においても、夏休みの短縮等は考えられるところですので、可能な限り対応するとの情報をいただいております。
高校教育課長	先ほどの教室の使い方なんですけど、教育政策課長がおっしゃる通り、夏休みに授業をすることになるだろうということで、いろんな学校が今後どうするかについてある程度聞き取りをしているところで

	<p>す。例えば教室にはエアコンが付いている、理科室には付いていない、という状況が多いので、夏休みの間は実験をしないで教室で出来る授業をする、などの授業の順序を変更することで対応するというふうに学校のほうから聞いております。</p>
教 育 長	<p>指導の順序の変更については、例えば身体的な接触があるような音楽や体育など、実習を伴うものについては順番を変えると国のほうからも示されております。</p>
官 部 委 員	<p>長期休業期間中の授業のことですが、それぞれの学校で授業時間が違うと思うんですが、概ね半分とか3分の1とか、その段階では何か立ててありますか。</p>
高校教育課長	<p>この度の臨時休業では、全県合わせて休校にしたのは4月16日からでしたので、対応期間は23日になります。それより前に一部地域の学校では休業になったので、最も長いところでは29日間となります。それを夏休みだけで回復させるのは難しい。高校の場合、元々夏休みは各校によって日にちが違っていて、単純に7月21日～8月31日にしても授業日数は27日しか確保できず、これですべてカバーするのは難しいと思います。各校の正式な夏休みの短縮についてはこれから調査しますが、現段階で聞き取った話では7月いっぱいはずまず、8月最後の1週間はスタートを早めることが多いように感じます。</p>
教 育 長	<p>今のは県立学校ですよね？</p>
高校教育課長	<p>県立の高校です。</p>
教 育 長	<p>それだけで足りないところは、例えば毎日の授業時間の工夫具合とか、長期休業の短縮、土曜日授業も出てくるとは思いますが、それよりも体育祭や文化祭、修学旅行などの学校行事の精選を考えるとところも出てくる。いろいろな工夫をしながら、授業時間を確保していくと考えられます。</p>
小 崎 委 員	<p>このガイドラインに関して、ある程度中身について児童・生徒に説明することはあるでしょうか。</p>
教 育 長	<p>どちらのガイドラインですか？</p>
小 崎 委 員	<p>高校の学習保障のガイドラインです。</p>
高校教育課長	<p>学校宛てに通知をして、その使い方については指示することを考えてないので、生徒が見ることは前提に作っていません。学校によっては示すことがあるかもしれませんが、一律に生徒へ示すことは今のところ考えておりません。</p>

小 崎 委 員	例えば53ページの臨時休業になった場合、家庭学習のやり方はこういう風に進めますよとあるのですが、もし次に臨時休業になったときはこういうかたちで進めていく場合があるよ。と予め子どもたちに伝えるのも良いのではないか。それはもう、学校ごとにお任せで？
高校教育課長	そうですね。ちょっと考えてみようとは思いますが、作った段階では一応学校用を想定しておりました。生徒たちに伝えておくことがあるかどうかも含めて、いろいろと考えておきます。
小 崎 委 員	子どもの立場ですけど、もし次にまた学校が休みになった時、子どもたちはどういう風に学習すればいいのだろうと。ある程度「こういうかたちで家庭学習を進めていくんだな」とか、「オンラインの授業ではこうなるんだな」というのが予め分かっていたら、もしかしたら心にちょっと余裕が出てくると思っています。そういう活用もしてほしいです。
穎 原 委 員	70ページの「教育情報化推進室」の設置のところですが、「1人1台PC端末」の整備することで、おそらくタブレット式の持ち運びできるものになると思いますが、もし感染が再拡大した際にはこれを家に持ち帰って、各自の家で授業を受けるようになりますでしょうか。
教育政策課長	「1人1台PC端末」の整備については今日の午前中、知事のほうからも「前向きに進めていきたい」と記者会見でおっしゃられておりましたが、今後、県教委としても予算要求をしていき、内容を詰めていきますが、どのようなものを使用するかは、今後の内容を踏まえて進めていきたいと思っています。
教 育 長	端末の持ち帰りについては、今後臨時休業をせざるを得なくなった場合、基本的に持ち帰りも想定しているということで、よろしいですかね。
教育政策課長	はい。
教 育 長	そういう事も考えております。
佐 野 委 員	今の家庭学習におけるICTの活用について重なりますが、今回、「教育情報化推進室」が設置されるということですけど、やはりこういったICT技術って、運用されて初めて分かる部分が出てくると思います。県教委においても実際に利用して、様々なことが分かってくるんじゃないかと感じております。この先、本格運用される「GIGAスクール構想」とかでも、必ず役に立つ経験だと思っています。それと、全県の高校生へのコンピュータの配置を今年度中に進めるという一報が伝えられていますので、教育の公平化とか公平性とか、教育の機会の多様性を確保するためにも、ぜひ推進していただきたいなと感じております。

	<p>それと、県立高校とかで既に遠隔授業とか、面白い試みをしていらっしゃるんですけど、この先、県教委のほうでもこういった取組を進めていかれるというかたちになるのでしょうか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>各学校がICTを使った教育をどんどん取り入れていくのは、非常に良い方向へ向かっていくことだと思います。そのために、いろんな教員がICTを活用できるように、まずは教員への研修をやって、ICT教育が推進できる教員の数を増やしていきたいなと思っております。</p> <p>それからICTを使ったいろんな学習に使えるものについても、義務教育課のほうで先行して「やまぐちっ子 the Movie」という学習教材を作っていますけど、高校のほうでも負けずに、使える教材を用意していきたいなと思っております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>各学校がいろいろと工夫している取組も、状況によっては集めて、周知していくこともありえますね。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>そうですね。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>いろいろな方法で周知していきたいと思います。</p>
<p>中 田 委 員</p>	<p>先ほど、県の施設がこういう風に感染症予防の対策をするんだとの説明はしていただきましたけど、もし、そこで感染者が出た時ですね。やはり追跡できたら対処はしやすい。個人情報の問題とかもあるかもしれませんが、そういう事は考えておられませんか？</p>
<p>社会教育・文化財課長</p>	<p>例えば、青少年自然の家につきましては基本的に予約したうえで利用する施設ですので、いただいた個人情報等からどこから来たのかが分かると思います。図書館についても貸出しカードを管理しておりますので、そこで個人情報はある程度分かるようになっています。</p> <p>PCR検査等で陽性反応が出ますと、その方の行動歴をずっと追っていくという流れの中で、例えば図書館や青少年自然の家といった施設を使用されていれば、その中で必要な対策をとっていくかたちになるかと思えます。個人情報の問題もありますけど、可能な限り対応していきたいと考えております。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>いろいろと感染症対策のプログラムを用意されていますけど、実際、児童と接した時に新型コロナでなくても、授業中に調子が悪くなってせき込むお子さんもおられると思います。以前、そういったときにマスクがないので手当てできないという話もありましたけど、だいぶ手当てできるような状況になってきているので、そういった体調がすぐれないお子さんに対して、マスクなど感染予防アイテムを与えてあげることはありますでしょうか。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>後ほど御説明しますが、4月補正予算を見ましてもマスクの購入予算を組んでおります。最近ではマスクも手に入り易くなっておりますの</p>

宮 部 委 員	<p>で、そういうものを購入しながら、急に体調が悪くなってマスクが必要になった子どもたちに持たせるようなマスクを確保していくことを考えております。</p>
教 育 長	<p>今のマスクに関する話ですが、暑くなる時期、クーラーが効くところもあるでしょうが、先生方は子どもたちの体調も見ながら、熱中症のほうも併せてしていただいたら、安全につながるのかなと思います。</p>
教 育 長	<p>外国ではマスクをして運動した人が熱中症になったと報じられていますけど、その辺も踏まえて検討したいと思います。</p> <p>3月初旬に一斉の臨時休業を要請してからもう3ヶ月になります。この間、子どもたちにとっては思いもしなかった突然の臨時休業ということで、授業が受けられない不安であるとか、小6・中3・高3にとっては将来の進路に対する不安であるとか、部活動が一緒に出来ない不安であるとか、各種大会が皆、中止になっていくというどうにもならない不安のなかで過ごしてきたらと思います。</p> <p>一応、5月25日から再開されるわけですけど、私どもとしては感染症対策を万全にしたうえで、まずはこれまで授業が出来なかったことによる遅れを取り返すことをやっていきたいと思っておりますし、様々な教育活動をしっかりと充実させていきたいとも考えています。まあ、あってはならないことですが、もし第2波・第3波がやって来て、また学校を臨時休校にせざるを得ない状況が起こった時には、今回いろいろ示したことを踏まえて、家庭学習を充実させる。そのためにICTを使った機材を活用していく。いろいろな方法で子どもたちの学習をしっかりと保障していきたいと思っております。皆さんも何か御意見等ございましたら、これが終わった後でも結構ですので、私どものほうへお寄せいただけたらと思います。</p>
教 育 長	<p>それでは、4課からの報告事項1については、以上のとおりとします。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案に入ります。</p> <p>それでは、議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、議案第1号「令和2年度山口県一般会計補正予算（第2号）」についての意見の申出について御説明します。議案の5ページにより説明します。</p> <p>はじめに、「令和2年度4月補正予算の概要について」の表を御覧ください。今回の補正は、当面措置すべき新型コロナウイルス感染症対策について、緊急の補正を行うものであります。</p> <p>まず、1の「感染拡大防止対策」として、「（1）県立学校における生徒等が使用する消毒液等の購入」や、「（2）社会教育施設におけるサーモグラフィ等の設置」などを行うことにより、6,060万円の増額となりました。</p>

	<p>次に、2の「学校等の臨時休業に伴って生じる課題への対応」として、「(1) 生徒の家庭内での学びの機会を確保するための端末やモバイルルーターの貸与」、「(2) 学習指導員等の追加配置」、「(3) 長期休業明けの児童生徒に対するカウンセリングの実施」、「(4) 修学旅行の中止・延期に伴うキャンセル料等の支援」を行うことにより、2億1,718万8千円の増額となりました。</p> <p>次に、「3 経済的困難を抱える世帯への支援」として、家計急変世帯に対する奨学給付金の給付を行うことにより、4,600万円の増額となりました。これらの結果、教育委員会関係の4月補正予算総額は、3億2,378万8千円となっています。</p> <p>6ページを御覧ください。この結果、補正後の県教委所管の一般会計予算総額は、一番右の下にありますように、1,263億9,778万1千円となります。</p> <p>以上のおり、県教委関係の4月補正予算案について、県議会へ議案の提出を行うに際して、知事から意見照会がなされました。日程の都合から、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。</p> <p>以上でございます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありました。御意見、御質問はありますか。
佐 野 委 員	<p>こういった対応に予算が組まれることについて、何かありえないのかなと感じております。感染症に対しての対応準備について、今回、認知されましたので、平時においても最低限度の感染症対策を確保していく必要を感じております。今回の新型コロナウイルス感染症の状況は想定外だったと思われそうですが、脅威のある感染症は世界各地で発生しておりますので、多くの方が共有するべきなのかな。公表しすぎると良くない部分もあるかと思いますが、例えば、地球の裏側で発生したものであっても全く関係ないものではないということを感じました。いざというときに担当する部署の人々が、自分たちが住んでいる場所でも起きうるといふふうに意識していただけたらと感じております。</p> <p>それと、「1人1台PC端末」の予算は、またこれとは別につく予定なのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>「1人1台PC端末」につきまして、今回の4月補正予算ではあくまでも通信機器を持たない方のための予算として計上しています。</p> <p>先ほどから話が出ています“1人1台”については、まさに全ての生徒、要は家にパソコンがある方・ない方区別なく配られる。それは基本的に学校の中で使用して、万が一、新型コロナウイルスの影響で休校となった場合は家に持ち帰ることができるようなパソコンを整備していくことを目指しております。</p>
教 育 長	それがこの4月補正にはないですか？
教育政策課長	ないです。

小 崎 委 員	「児童生徒に対するカウンセリングの実施」のところですけど、これは予算が付く付かないに関わらず、ぜひしっかり行っていただきたいと思います。先ほど、教育長からもありましたけど、予測不能な状況になって、不安を抱えている子どもたちもいっぱいいるので、そういう子たち一人ひとりにきちんと目を向けられるように、先生方は他の対応で忙しいと思いますので、カウンセラーの方が協会にいれば、子どもたちのためにしっかり力を貸していただきたいなと思います。また、臨時で入られるカウンセラーの方たちはいらっしゃるんですかね。「各学校1人入りますよ」とか、「毎日行くことができますよ」とか。
学校安全・体育課長	スクールカウンセラーにつきましては、基本的に各学校におられます。この度のコロナウイルスも含めてですけど、そういった必要があるときはまず、学校のカウンセラーの方に来ていただくということもございますし、急な対応がある場合には公認心理士協会等の協力を得て、カウンセラーを派遣しようと思います。
中 田 委 員	6 ページですけど、補正額のところを見ると、小学校費と中学校費の増えている部分が非常勤の職員の給与費と人件費になっていて、高等学校費のところだけが一般管理費というふうになっています。これは費目が違うので使い方も違うということでしょうが、高等学校のほうはどのように使われるのでしょうか。
教育政策課長	先ほどの小学校費と中学校費は学習指導員等の追加配置で、全ての公立の小中学校に配置されるということで計上しております。高校はないということで。一般管理費については、いわゆる消毒液を買うなどの経費が計上されている。要は高校の一般的な教育経費ものが計上されています。
中 田 委 員	ということは、高校のほうはICT教育について人的には足りてるといふことなんですか？あるいはICTだけじゃなくて、授業の遅れを取り戻してくれるという人件的なことは、一般管理費ですから入っていないと思うんで。物品とか、そういうものが中心ですかね？
教育政策課長	そういうことです。
教 育 長	小中学校の非常勤職員の起用というのは、コロナに関連がありますよね？
審 議 監	小中学校のほうは、義務教育である小・中学校に対し、補修とこの度の臨時休業等に対するケアを行ったり、補充したりするための人員に対する補助がこの度、文部科学省のほうから全国的に措置されるということで、山口県としても全ての小・中学校に対して措置を取るため、4月補正でお願いしたところでございます。
中 田 委 員	学校としては、そりゃ、小学校、中学校、高校と違うんですけど、同じように学校が休校になって、その部分を取り返すということで人件費がついているのに、高校のほうはちょっと違う項目になっているので、不思議に思ったんです。

審 議 監	小中学生はまだ年齢的にもという部分もあり、義務教育ということ でしっかり手当をするわけであり。もちろん高校も様々な手当が 必要だと思うんですけど、そういう意味で先ほどのような学習補償に 関することを要望している状況です。
佐 野 委 員	小崎委員と被るかもしれませんが、カウンセリングの実施のとこ ろ。今回、新型コロナの感染症が広まったので、子どもたちに対して も影響が結構あると思います。感染症に対しての感情的な反応という のが、ひょっとしたら過敏に出てくる可能性がちょっと心配。今まで にない理由で学校に来られなくなっちゃったお子さんが出て来ないか な、という心配もしております。スクールカウンセラーは問題が出た 時に対応されると思うんですけど、生徒さん全員に正確な知識を伝え るなど、不安や恐怖心を和らげる対応をするとか、そういったのはあ るでしょうか。
学校安全・体育課長	報告事項1の資料の50ページにございますが、「新型コロナウイルス 感染症に対する正しい知識の指導」ということで、国のほうから もこういった教育資料等が出ております。そういったものも活用しな がら、学校において、コロナウイルスに対する正しい知識を子どもた ちに教える指導を今後していくのだろうと思います。
佐 野 委 員	しっかりとお願い致します。
教 育 長	議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	それでは、議案第1号を承認いたします。 続いて、議案第2号について、特別支援教育推進室から説明をお願 いします。
特別支援教育推進室長	山口県教育支援委員会委員の任命について、御協議をお願いしま す。議案書の7ページからになります。 まず、教育支援委員会につきまして、9ページをご覧ください。9 ページにお示ししております規則の第2条にありますように、山口県 教育支援委員会は、就学する児童生徒について、特別支援学校の対象 になるかどうかの判断であったり、障害の種類や程度の判定が困難で あったりする場合に、県立特別支援学校や市町教育委員会からの依頼 に基づいて調査 審議を行う機関です。 また、この委員会の委員は、第3条第2項の規定により、教育委員 会が任命をすることとなっております。そして、委員の任期は、第4 条の規定により、2年間となっております。今年度が委員の改選に当た りますことから、お諮りをするものです。 それでは、委員候補者について御説明します。8ページを御覧くだ さい。 委員候補者は、いずれも障害のある児童生徒の就学相談の経験を有 する、福祉分野での学識経験者、医療分野での専門医、教育関係者 で、再任が12名、新任が2名の14名であります。

	<p>このうち、太枠でお示しをしております、新任委員2名について、交替の理由としましては、7番の綿野候補は、前任の金原氏の御辞退によるものでございます。次に、13番の松本候補は、山口県国公立幼稚園・こども園連盟会長の交替によるものでございます。</p> <p>なお、委員の任期は、令和2年6月1日から令和4年5月31日までとなります。</p> <p>以上、御協議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま特別支援教育推進室から議案第2号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>教育支援委員会の委員に関するのですが。</p>
教 育 長	<p>議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第2号を承認いたします。</p>
教 育 長	<p>それでは報告事項に戻ります。報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>今年度実施をいたします、「令和3年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験」について御報告いたします。資料の12ページを御覧ください。</p> <p>教員採用試験の概要については、3月12日に「実施大綱」として発表したところですが、この度、5月12日に、採用見込者数を含めた試験の詳細な内容を「実施要項」として発表し、志願者への配布を始めました。</p> <p>まず、1の(1)の「選考区分及び志願区分(校種等)」についてですが、アの「一般選考」からクの「看護科・理療科教諭特別選考」までの8つの区分で実施します。</p> <p>次の(2)「教科(科目等)及び採用見込者数」についてですが、全体で430人程度としており、昨年度の432人程度から2人の減少となっています。校種別、教科(科目等)別の内訳については、表にお示ししているとおりです。</p> <p>次の14ページを御覧ください。2の「志願書類受付期間」は、要項発表後の5月13日(水)から受け付けを開始しており、6月1日(月)までとしています。</p> <p>3の「試験期日」につきましては、第一次試験を7月11日(土)、12日(日)の2日間、第二次試験を8月22日(土)、23日(日)の2日間を実施することとしていますが、小学校の個人面接については、23日(日)から25日(火)までのうち指定する1日で実施します。</p> <p>4の「試験会場」については、一次試験は山口会場の県内3高校、関西会場の「兵庫教育大学 神戸ハーバーランドキャンパス」、東京会場の「東京海洋大学 越中島キャンパス」で実施し、二次試験は県内4高校で実施します。</p> <p>次のページを御覧ください。5の「試験内容」は、お示ししている</p>

	<p>とおりで。また、6の「試験結果の発表」については、一次は8月4日（火）、二次は10月6日（水）としています。</p> <p>次に、7の「試験の主な変更点」についてですが、お示ししていますように3項目あります。1点目は「関西会場の新設」、2点目は「東京会場の変更」です。3点目は「小学校受験者を対象とした英語資格等による加点」です。</p> <p>次に、8の「志願書類の請求等」については、お示ししているとおりで。</p> <p>次の16ページを御覧ください。9の「その他」についてです。新型コロナウイルス感染症拡大防止等のために、今後、試験実施に関する変更が生じる場合は、教職員課のウェブページに内容を掲載するとともに、出願の際に登録していただく緊急連絡メールにより周知することとしています。</p> <p>最後に資料にはありませんが、例年、実施要項発表後に説明会を県内外で実施し、試験の変更点等について周知しています。今年度は、感染症拡大防止の観点から説明会を中止することとしましたが、実施要項の発表に合わせて、説明会の内容の一部を教職員課のウェブページに掲載し、志願者の皆さんに参考にしていただけるようにしています。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>今のところ、新型コロナウイルスの影響が収まっているだろうということで、予定通り実施します。また状況が変われば、対応せざるを得なくなるかもしれませんが。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて、報告事項3、4について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>それでは、「令和2年3月新規高等学校等卒業者の就職内定状況等について」御報告します。議案冊子の17ページをお開きください。</p> <p>御覧いただいている「求人・求職・就職状況」は、山口労働局から発表された3月末現在のデータを基に作成した一覧表であります。各欄とも、下段の数字が今年3月末現在の数値であり、上段にあります（ ）内の数値が昨年3月末の数値となっております。</p> <p>まず、Aの欄にあります「求人数」は、男女合わせて7,125人であり、昨年同期の6,660人より465人、率にして7.0%の増加をしております。</p> <p>その下の欄、Bの欄の「就職希望者数」は、合計で3,129人であり、昨年同期の3,162人より33人、率にして1.0%の減少となっております。</p> <p>求人数を就職希望者数で割った、いわゆる「求人倍率」は、Cの欄にありますように2.28倍となりました。</p> <p>こうした状況の下、Dの欄「就職内定者数」は合計で3,117人、1つ飛ばして、Fの欄「就職内定率」は合計で99.6%となり、7年連続で99%台の高水準となっております。</p> <p>少し上に戻っていただくこととなりますが、Eの欄の「未内定者</p>

数」については12人、昨年同期の24人から半減しております。未内定者に対しては、引き続き、各公共職業安定所や山口しごとセンターなどの関係機関との連携を図りながら、就職の相談や斡旋等に努めてまいりたいと考えております。

さらに、Gの欄にあります「県内就職内定比率」については、高校生の主体的な県内就職を一層促進するため、令和4年度末までに85%以上とする目標を掲げて諸施策に取り組んでいるところですが83.0%となり、前年同期に比べ0.7ポイントの増加となっております。

今後、どのようにして高校生等の就職を支援するかであります。今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生を取り巻く就職環境が大変厳しくなるのではないかと心配しているところです。

議案冊子の18ページに、本年度取り組むこととしている「やまぐちの活力を支える高校生就職支援事業」の概要をお示ししておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

1の「県内就職ガイダンス等充実事業」では、地域産業魅力発見セミナーと地域産業就職ガイダンスを引き続き実施することとしています。

2の「県内就職サポーター等配置事業」におきましては、県内就職を支援する体制の強化に向けて、平成30年度から配置した〇の3つ目の「県内就職促進統括マネージャー」を中心として、県内企業情報の分析と県内広域マッチングの業務を、組織的に行うこととしています。

3の「県内企業就職セミナー事業」は、県内企業・県内就職の魅力やよさを生徒・保護者に伝える取組です。その中で、県内企業就職説明会については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、山口労働局等関係機関と協議した結果、今年度は動画による企業情報の配信に代えることとしております。

4の「県内企業訪問推進事業」においては、求人開拓や応募前職場見学はもとより、職場定着指導等のための教員等の企業訪問を実施することとしております。

5の「県内就職促進協議会」につきまして、当初予定しておりました5月の協議会は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止とし、6月開催予定の協議会については、マスクの着用や午前と午後の二部制の導入により参加人数を抑制するなど、新型コロナウイルス感染症防止のための措置を講じた上で実施することとしております。

最後になりますが、平成29年度から立ち上げております「高校生県内就職促進プロジェクトチーム」において、他部局と連携いたしまして、高校生の県内就職を総合的かつ一体的な促進に努めています。ただいま御説明した様々な事業展開も行う中で、今年度も引き続き、就職を希望する全ての生徒の進路実現及び高校生の県内就職に向けた取組を学校・関係機関と連携しながら積極的に推進してまいります。

以上です。

教 育 長

ただいま高校教育課から報告事項3、4について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。

佐 野 委 員

高い就職率で本当に良かったなと思うんですけど、今回の新型コロナ

	<p>ナの関係でかなり急速に経済状況が変わり、内定取り消しが発生したところがあるとも報じられましたが、山口県ではそういう事例があったのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>山口県の高校生については今のところ、そういう情報は入っていません。</p>
佐野委員	<p>もしそういう状況が発生した時は、何かフォローとかありますか？</p>
高校教育課長	<p>学校と企業との関係をずっと築いておりますので、もしそういうことがあったら、恐らく学校のほうには相談か連絡があると思います。しっかり学校と協力しながら、そういう生徒が出そうな段階で対応にあたります。</p>
教育長	<p>コロナウイルスの関係でいろんな会議等が中止になっておりますけど、出来るだけ効率的に、効果が下がらないようにやっていきたいなと思っております。</p> <p>それから県内就職率につきましても目標を掲げておりますけど、生徒の自主的な職業選択ということで、なかなか無理なことは出来ないと思いますが、しっかり進めていきたい。是非また目標達成したいと思っておりますので、御協力をお願い致します。</p>
教育長	<p>それでは、報告事項3、4については、以上のとおりとします。</p>
教育長	<p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次回の教育委員会会議は、令和2年6月11日（木）午後2時を予定しております。よろしくお願ひ致します。</p>